

「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る
実施状況確認調査

報告書

平成 19 年 11 月

国 際 協 力 銀 行

目 次

1. 調査の目的	1
2. 調査の内容	1
3. 調査結果の概要	2
4. 環境ガイドラインの実施状況（Phase 1 調査）	3
4.1 Phase 1 調査対象プロジェクト	3
4.2 Phase 1 調査結果	3
4.2.1 スクリーニング実施状況	3
4.2.2 カテゴリ分類実施状況	7
4.2.3 環境レビュー実施状況	10
4.2.4 情報公開	13
4.2.5 意思決定・融資契約等への反映	16
4.2.6 モニタリング実施状況	20
5. 環境レビューの実施状況（Phase 2 調査）	22
5.1 影響項目毎の分析	23
5.2 許認可	37
5.3 地域住民への説明	38

1. 調査の目的

国際協力銀行(以下「JBIC」)の「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、「環境ガイドライン」)は、国際金融等業務及び海外経済協力業務で使用されていた2つの「環境配慮のためのガイドライン」を統合する形で2002年4月1日に制定・公表され、2003年10月1日より施行されている。環境ガイドラインの「8. ガイドラインの適用及び見直し」では、「本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。」と定められている。本調査は、上述の「8. ガイドラインの適用及び見直し」に係る規定に基づき、JBICにおける環境ガイドラインの実施状況を確認するとともに、JBICが環境ガイドラインの改訂に関する検討を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の内容

環境ガイドラインが適用された2007年3月末までの承諾案件の中から抽出された案件を対象に、以下の事項について調査・分析を行った。調査内容の詳細については4.以降において示す。

2.1 環境ガイドラインの実施状況 (Phase 1 調査)

環境ガイドラインの記載項目に沿ったチェック表を作成し、抽出された案件について、提出された資料を元に、以下の項目について確認を行った。

- スクリーニング実施状況
- カテゴリ分類実施状況
- 環境レビュー実施状況
- 情報公開状況
- 意思決定・融資契約等への反映状況
- モニタリング実施状況

2.2 環境レビューの実施状況 (Phase 2 調査)

環境ガイドライン第1部4.(3)において、環境レビューは「プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。」こととされている。これをふまえ、Phase 2 調査では、環境ガイドラインが適用された2007年3月末までのカテゴリ

A 案件の 30 件について、環境ガイドラインに基づいた環境レビューの実施状況を確認し、影響項目毎の傾向分析を行った。

3. 調査結果の概要

3.1 Phase 1 調査結果概要

Phase 1 調査では、抽出された案件について、環境ガイドラインで規定されている手続きであるスクリーニング、カテゴリ分類、環境レビュー、情報公開、意思決定・融資契約等への反映、モニタリング実施状況について確認を行った。

スクリーニング、カテゴリ分類及び環境レビューは、環境ガイドラインに沿った形で適切に実施されていたことが確認された。一部の案件ではスクリーニングフォームへの記入漏れが見られたものの、ほぼ全ての案件において適切に実施されていた。

情報公開についても、ほぼ全ての案件において適切に実施されていたことが確認された。しかし、一部の案件では情報公開を実施した記録が残っておらず、担当者へのヒアリングによって実施状況の確認を行った。

環境ガイドラインの要求事項の意思決定・融資契約等への反映は、該当する案件のほとんどについて適切に実施されていることが確認された。ただし、案件によっては、案件や借入人の特性を勘案し、環境ガイドラインに定められた事項を融資契約等に反映していない場合もみられた。また、融資契約等に現地基準や世界銀行の要求事項等を遵守する旨が記載されている案件の中には、環境ガイドラインの要求事項を遵守する旨の記載が省略されているものもみられた。

モニタリング実施対象のカテゴリ A 及びカテゴリ B の全ての案件では、モニタリングは環境ガイドラインに基づき、適切に実施されていることが確認された。

3.2 Phase 2 調査結果概要

Phase 2 調査では、各プロジェクトがもたらす可能性のある負の環境影響（以下、「環境への影響」）及びそれを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策及び JBIC が関与することで追加的に取られた方策・対応等（以下、「影響対応策」）について検証した。

本調査の結果、調査対象案件においては、これら影響対応策が適切に実施されていることが確認された。また、現地法制度上環境アセスメントの実施を義務付けられていない場

合においても、環境ガイドラインに即した環境社会配慮確認に係るレビューに対応するため事業者が自主的に EIA や情報公開を実施した事例等、JBIC が関与することで追加的な方策・対応がとられている例が確認された。

4. 環境ガイドラインの実施状況 (Phase 1 調査)

4.1 Phase 1 調査対象プロジェクト

環境ガイドラインの適用対象となる 2003 年 10 月以降にカテゴリ分類がなされた案件のうち、2007 年 3 月末までに承諾された JBIC 国際金融等業務の出融資案件は 615 件である。

本調査にあたっては時間・コスト等の制約に鑑み、カテゴリ「A」案件は全件調査対象とするものの、カテゴリ「B」・「C」・「FI」は無作為に抽出するものとした。尚、調査対象件数については上述の制約及び統計学アプローチ等を勘案の上、85 件とした。

上記に基づき、Phase1 調査については、以下に示す 85 件 (カテゴリ A 30 件、カテゴリ B 14 件、カテゴリ C 33 件、カテゴリ FI 8 件) を対象に実施した (以下、「対象案件」)。

表 4-1 Phase 1 調査対象プロジェクトのカテゴリ別件数

カテゴリ分類	件数
A	30 件
B	14 件
C	33 件
FI	8 件
総計	85 件

4.2 Phase 1 調査結果

4.2.1 スクリーニング実施状況

(1) 調査目的

環境ガイドラインの第 1 部 4.(1)に規定する以下の内容が、対象案件のスクリーニング段階で適切に実施されているかどうか確認することを目的とする。

環境ガイドライン 第 1 部 4.(1)

プロジェクトの環境への影響について個別に、プロジェクトのセクター・規模、プロジェクトの環境負荷の内容・程度・不確実性、プロジェクトの実施予定地及び周辺地域の環境及び社会の状況等を勘案し、カテゴリ分類を行う。

(2) 調査内容

スクリーニング実施状況の確認のため、以下の2点について各プロジェクトのスクリーニングフォームの確認を行った。

スクリーニングフォーム記載日付

スクリーニングが実施済みであることを確認するため、スクリーニングフォームの表紙に記載してある日付の記入状況について確認を行った。

スクリーニングに必要な情報の記載状況

環境ガイドラインの第2部4.の内容に基づきスクリーニングを実施しているかを評価するため、スクリーニングフォームに以下の事項が適切に記載されているかどうかの確認を行った。環境ガイドライン第2部4.の内容を以下に示す。

環境ガイドライン 第2部4. スクリーニングに必要な情報

スクリーニングは、以下の情報に基づき行うことを原則とする。なお、プロジェクトの特性・周辺状況を踏まえ、必要に応じ追加情報を求めることがある。

(記載事項)

1. 許認可関連

- 環境影響評価にかかる許認可の必要性
- 環境影響評価にかかる許認可の取得の有無
- 環境影響評価にかかる許認可の承認年月
- 環境影響評価にかかる許認可の承認機関名
- 環境に関するその他の許認可の取得の有無等

2. プロジェクト関連

- プロジェクトサイトの住所
- プロジェクトの内容
- 該当セクター
- プロジェクトの規模等

3. 環境影響関連

- 環境影響の程度
- 影響を受けやすい地域の有無
- 影響を及ぼしやすい特性の有無
- 影響を及ぼしやすい特性の規模

(3) 調査結果

スクリーニングフォーム記載日付

- カテゴリ A: 全ての案件においてスクリーニングフォームが作成・保管されており、かつ各スクリーニングフォームに記載日付が記入されていることを確認した。
- カテゴリ B: 全ての案件においてスクリーニングフォームが作成・保管されており、かつ各スクリーニングフォームに記載日付が記入されていることを確認した。
- カテゴリ C: 全ての案件においてスクリーニングフォームが作成・保管されており、1件を除き、各スクリーニングフォームに記載日付が記入されていることを確認した。スクリーニングフォーム記載日付が確認できなかった調査対象案件の1件は、日付記入漏れであったため日付の確認ができなかった。
- カテゴリ FI: 全ての案件においてスクリーニングフォームが作成・保管されており、かつ各スクリーニングフォームに記載日付が記入されていることを確認した。

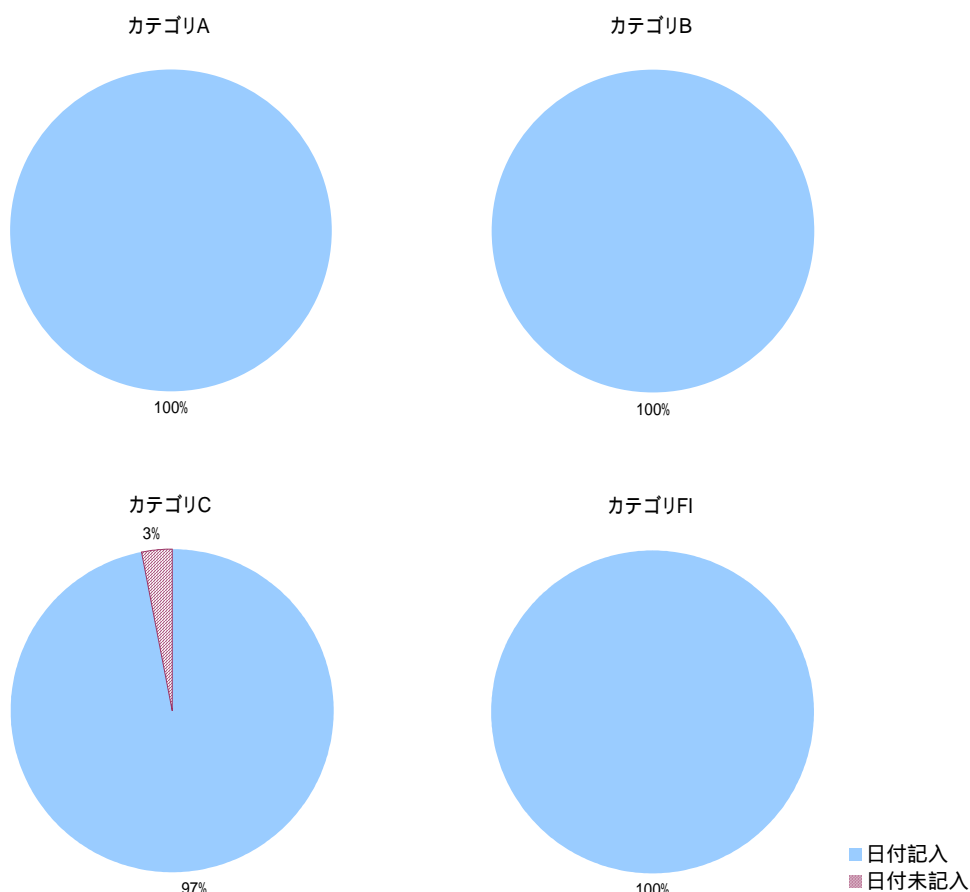


図 4-1 スクリーニングフォーム記載日の記入状況

スクリーニングに必要な情報の記載状況

- カテゴリ A: 全てのカテゴリ A 案件のスクリーニングフォームにおいて、スクリーニングに必要な情報が環境ガイドラインに準じて記載されていた。
- カテゴリ B: 全てのカテゴリ B 案件のスクリーニングフォームにおいて、スクリーニングに必要な情報が環境ガイドラインに準じて記載されていた。
- カテゴリ C: 全てのカテゴリ C 案件のスクリーニングフォームにおいて、スクリーニングに必要な情報が環境ガイドラインに準じて記載されていた。
- カテゴリ FI: 全てのカテゴリ FI 案件のスクリーニングフォームにおいて、スクリーニングに必要な情報が環境ガイドラインに準じて記載されていた。

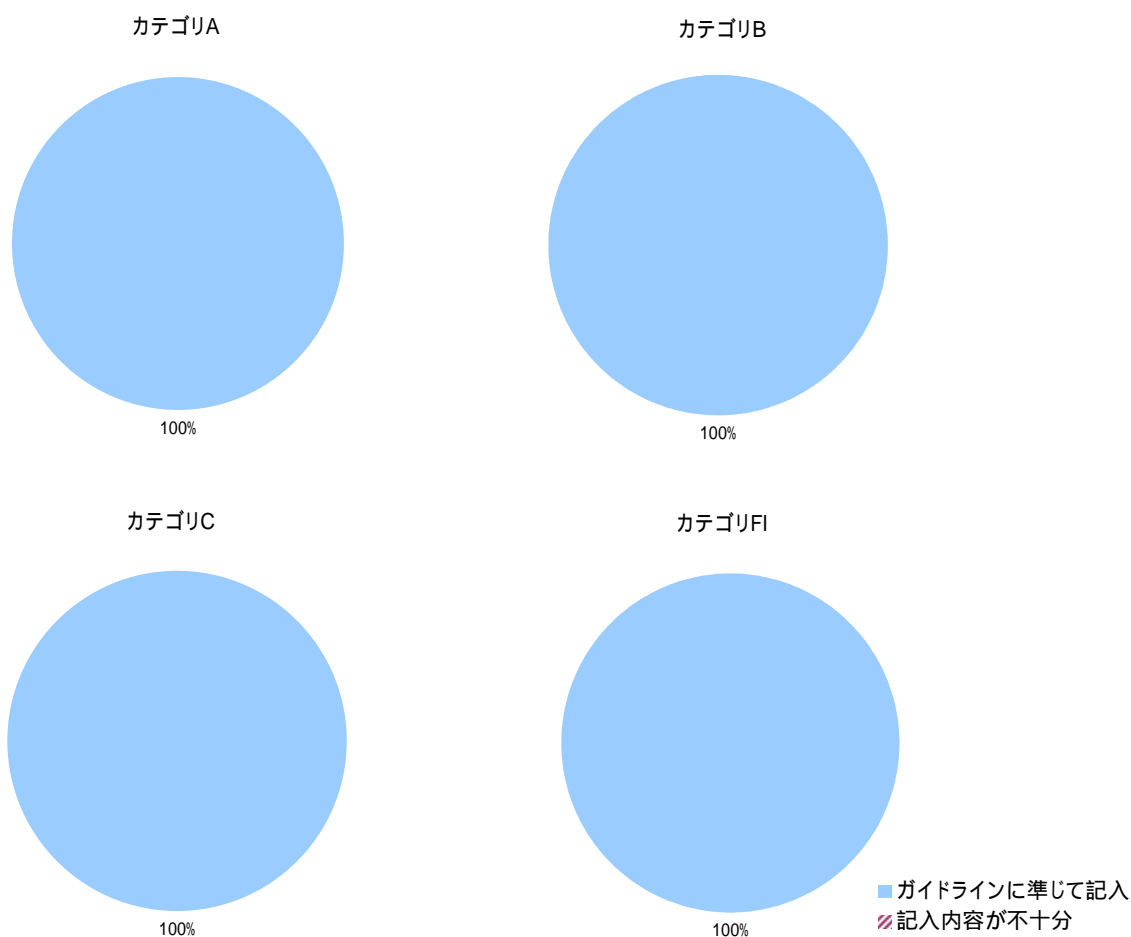


図 4-2 スクリーニングに必要な情報の記載状況

4.2.2 カテゴリ分類実施状況

(1) 調査目的

スクリーニングの結果、調査対象案件が環境ガイドライン第1部4.(2)に基づき、適切にカテゴリ分類されているかどうかを確認することを目的とする。環境ガイドライン第1部4.(2)の記載内容を以下に示す。

環境ガイドライン 第1部4.(2)

<カテゴリA>

環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積もりが困難であるような場合もカテゴリAプロジェクトに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を越えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。

<カテゴリB>

環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。なお、調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリCに属するものを除きカテゴリBとする。

<カテゴリC>

環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト。次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、カテゴリCに分類される。但し、第2部3.に示す影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除く。

本行が支援する金額が10百万SDR相当円以下のプロジェクト

通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト(例:人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得)

特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入やリース等、プロジェクトに対する借入もしくは本行の関与が小さく、本行が環境レビューを行う意義に乏しいと合理的に考えられる場合

<カテゴリFI>

本行の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、本行の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、本行の融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される。

(2) 調査内容

カテゴリ分類の実施状況を確認するため、以下の2点について、各案件のカテゴリ分類連絡表の確認を行った。

カテゴリ分類連絡日付

カテゴリ分類が実施済みであることを確認するため、カテゴリ分類連絡表の表紙に記載されている日付の確認を行った。

カテゴリ分類の根拠

カテゴリ分類の根拠が示されているかどうかについて確認を行った。

(3) 調査結果

カテゴリ分類連絡日付

- カテゴリ A：全てのカテゴリ A 案件においてカテゴリ分類連絡表が作成・保管されており、かつカテゴリ分類連絡表に記載日付が記入されていることを確認した。
- カテゴリ B：全てのカテゴリ B 案件においてカテゴリ分類連絡表が作成・保管されており、かつカテゴリ分類連絡表に記載日付が記入されていることを確認した。
- カテゴリ C：全てのカテゴリ C 案件においてカテゴリ分類連絡表が作成・保管されており、かつカテゴリ分類連絡表に記載日付が記入されていることを確認した。
- カテゴリ FI：全てのカテゴリ FI 案件においてカテゴリ分類連絡表が作成・保管されており、かつカテゴリ分類連絡表に記載日付が記入されていることを確認した。

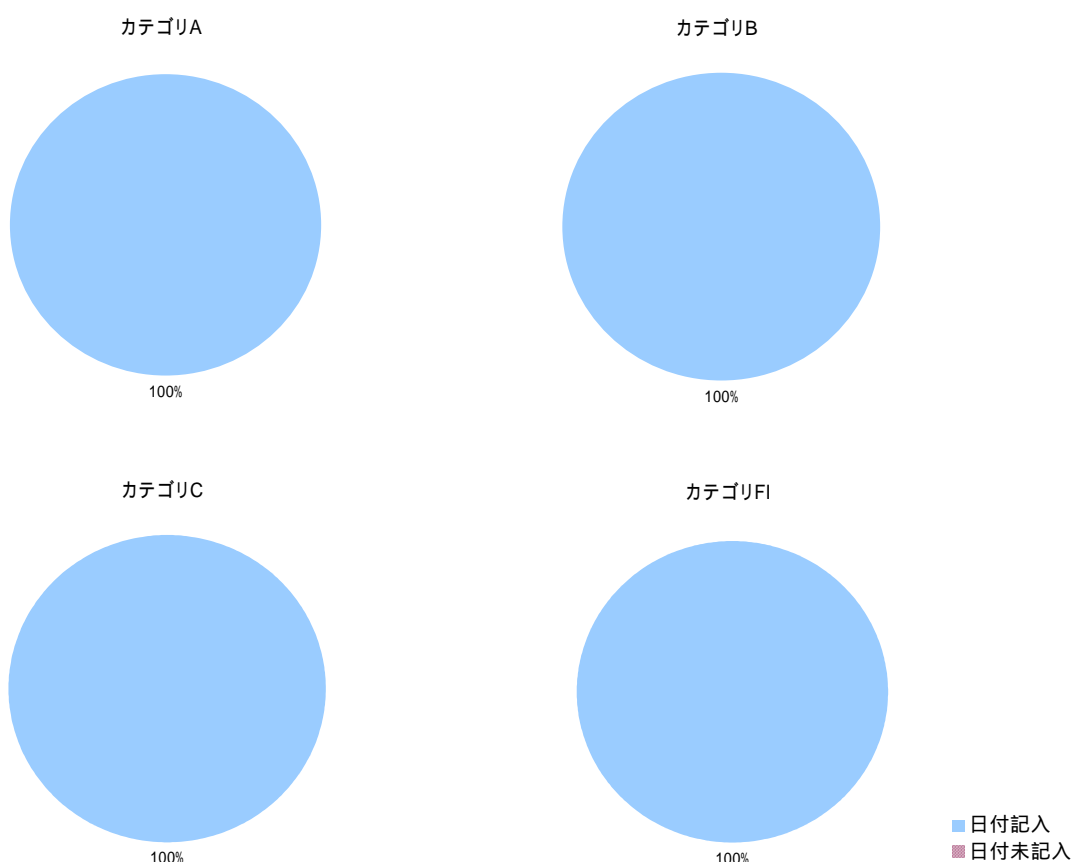


図 4-3 カテゴリ分類連絡日付の記入状況

カテゴリ分類の根拠の記載

- カテゴリ A：全てのカテゴリ A 案件のカテゴリ分類連絡表において、カテゴリ分類の根拠が記載されていた。カテゴリ A に分類された案件のうち、ガイドライン第 2 部 3.の「影響を及ぼしやすい特性」に該当する案件は 10%、「影響を及ぼしやすいセクター」に該当する案件は 80%、「影響を受けやすい地域」に該当する案件は 24%であった。このうち、「影響を及ぼしやすいセクター」及び「特性」の両方に該当する案件は 7%、「影響を及ぼしやすいセクター」及び「影響を受けやすい地域」の両方に該当する案件は 17%であった。
- カテゴリ B：全てのカテゴリ B 案件のカテゴリ分類連絡表において、カテゴリ分類の根拠が記載されていた。このうち全ての案件が「影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域ではなく、環境への影響は重大ではない」をカテゴリ分類根拠として記載していた。
- カテゴリ C：全てのカテゴリ C 案件のカテゴリ分類連絡表において、カテゴリ分類の根拠が記載されていた。カテゴリ C 案件の 45%が、「10 百万 SDR 以下のプロジェクトであること」をカテゴリ分類根拠として記載していた。その他、「特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入」、「機器等のリース」がカテゴリ分類根拠としてあげられていた。
- カテゴリ FI：全てのカテゴリ FI 案件のカテゴリ分類連絡表において、カテゴリ分類の根拠が記載されていた。分類根拠は、全ての案件が「金融仲介者等に対して行われ、サブプロジェクトが特定できない。」と記載されていた。

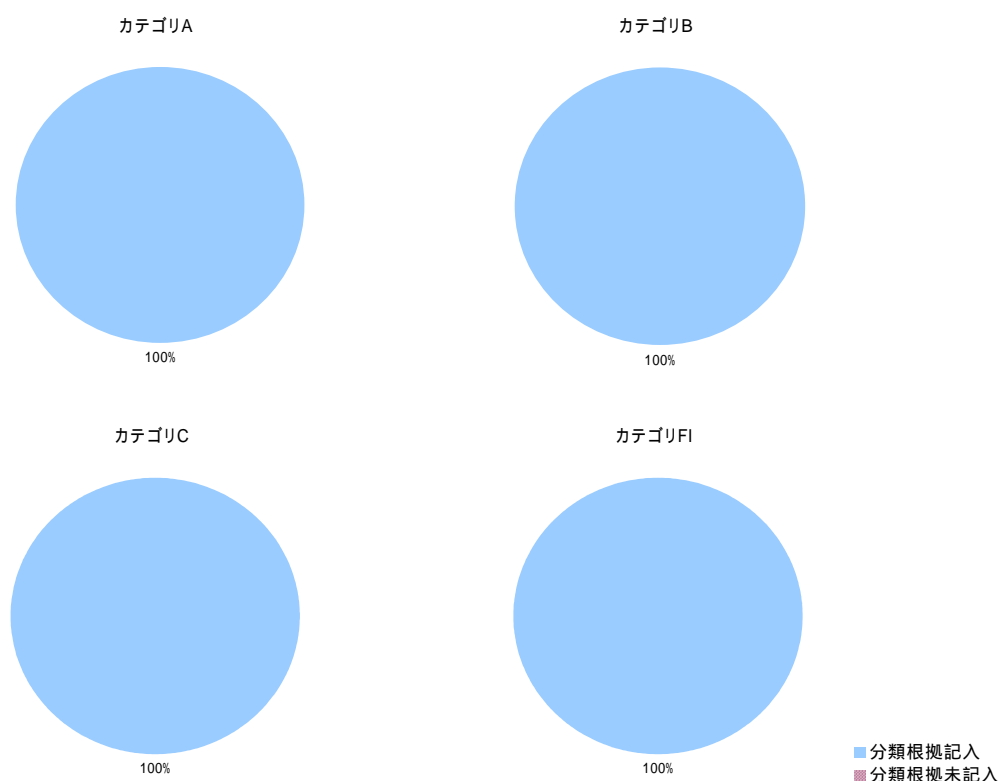


図 4-4 カテゴリ分類根拠の記入状況

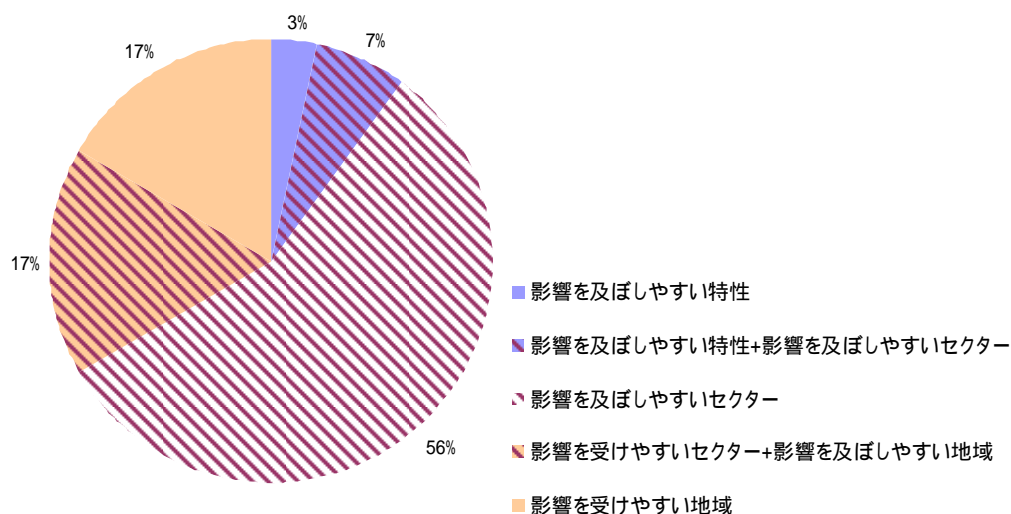


図 4-5 カテゴリ A カテゴリ分類の根拠

4.2.3 環境レビュー実施状況

(1) 調査目的

調査対象案件が環境ガイドライン第 1 部 4.(3)に基づき、カテゴリ別に適切な環境レビューを実施しているかどうかを確認することを目的とする。環境ガイドライン第 1 部 4.(3)の記載内容を以下に示す。

環境ガイドライン 第 1 部 4.(3)

<カテゴリ A>

プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。カテゴリ A プロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書(第 2 部 2 参照)が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等が提出されなければならない。本行は、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境レビューを行う。

<カテゴリ B>

環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。カテゴリ A のレビューと同様、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があればこれも含めた評価を行う。本行は、借入人等から提供される情報に基づき、環境レビューを行う。環境アセスメント手続がなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。

<カテゴリ C>

スクリーニング以降の環境レビューは省略される。

<カテゴリ FI>

本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

(2) 調査内容

環境ガイドラインに基づく環境レビューの実施状況を確認するため、各案件の環境チェックレポートをレビューし、以下に示す3点について確認を行った。

環境レビューの実施状況（カテゴリ A・B・FI の案件）

EIA の作成状況（カテゴリ A の案件）

借入人等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書等の提供を受けることが環境ガイドラインにおいて規定されていることから、入手した EIA 等の写しにより EIA の作成状況を確認した。

住民移転に係る基本計画（RAP）等の有無（カテゴリ A の案件）

大規模非自発的住民移転が発生する案件の場合、借入人等から案件に関する住民移転に係る基本計画等の提供を受けることが環境ガイドラインに規定されていることから、住民移転に係る基本計画等の写しにより、住民移転計画（RAP）等の有無を確認した。

(3) 調査結果

カテゴリ A・B・FI における環境レビューの実施状況

本調査対象のカテゴリ A・B・FI の全ての案件（全 52 件）において、環境レビューが実施済みであることが確認された。

カテゴリ A 案件における EIA の作成状況

カテゴリ A 案件の 30 件中 27 件において EIA が作成されていることが確認された。残りの 3 件は、現地国法制度上、環境アセスメントが義務付けられていないものの、

JBIC ガイドラインに即した環境社会配慮確認に係るレビューに対応するため、事業者が自主的に EIA を実施し、本プロジェクトに係る環境アセスメント報告書を作成している。

カテゴリ A 案件における住民移転に係る基本計画（RAP）等の有無

カテゴリ A 案件の 30 件のうち、大規模非自発的住民移転を生じる案件は 4 件であった。このうち住民移転に係る基本計画が提出されている案件は 3 件であった。残り 1 件については、現地法制度上、基本計画の作成を要求されていないため住民移転計画（RAP）を作成していなかったが、住民移転に係る必要事項は環境レビュー時に確認済みであった。

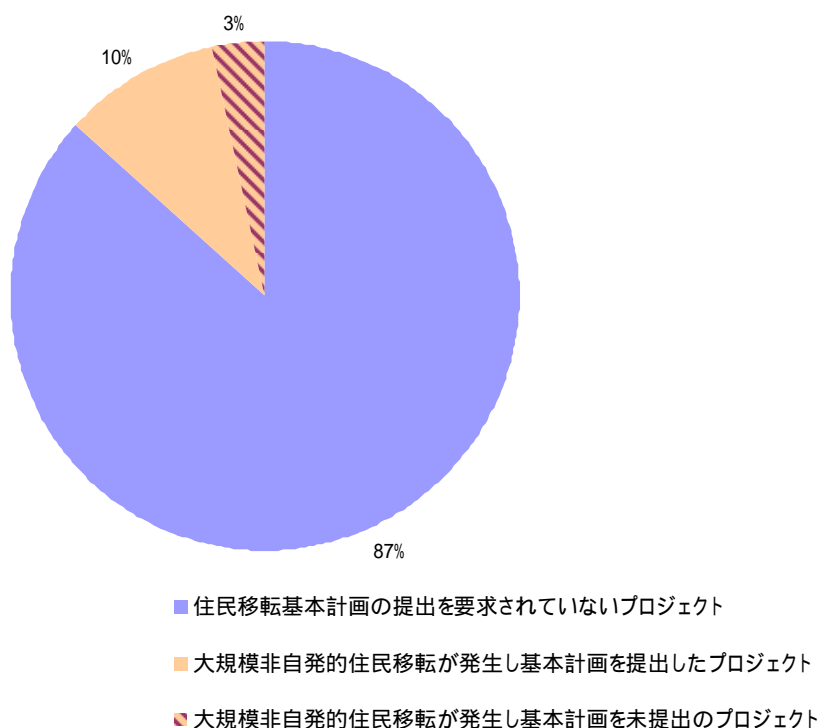


図 4-6 カテゴリ A 大規模非自発的住民移転の有無と基本計画の提出状況

4.2.4 情報公開

(1) 調査目的

調査対象案件が環境ガイドライン第1部5.(2)に基づき、適切に情報公開を実施しているかどうかを確認することを目的とする。環境ガイドライン第1部5.(2)の記載内容を以下に示す。

環境ガイドライン 第1部5.(2)

本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。

- ・ スクリーニングを終了したときはできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。
- ・ カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。

本行は、融資契約締結後、カテゴリA、B及びFIプロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。

(2) 調査内容

情報公開の実施状況を確認するため、以下の4点について確認を行った。

「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」の掲載有無

JBIC 所有のホームページ更新履歴を参照し、JBIC ウェブサイトの「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」への掲載状況を確認した。

主要な文書の入手状況の掲載有無

JBIC 所有のホームページ更新履歴を参照し、JBIC ウェブサイトの「環境影響評価等について入手済みのプロジェクト」への掲載状況を確認した。

環境アセスメント報告書の公開状況

JBIC 広報センター資料のEIA管理表により、環境アセスメント報告書等の公開状況を確認した。EIA管理表は、広報センターにおける環境アセスメント報告書等を公開した案件に関するデータである。

環境チェックレポートの掲載有無

JBIC 所有のホームページ更新履歴もしくはJBIC ウェブサイトより、環境チェックレポートの掲載状況を確認した。

(3) 調査結果

「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」の掲載有無全ての対象案件が、JBIC ウェブサイトで「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」として公開されたことを確認した。

ただし、確認した 85 件中、カテゴリ A 案件の 30 件中 27 件（90%）、カテゴリ B 案件の 14 件中 12 件（86%）、カテゴリ FI 案件の 8 件中 7 件（86%）については、ホームページ更新履歴に記録が残っていなかったため、ヒアリングによって確認した。これは、融資契約締結後に環境レビュー結果をウェブサイト上で公開するカテゴリ A/B/FI の案件については、環境レビュー結果の掲載時にカテゴリ分類のウェブサイトへの掲載に関する履歴がシステム上削除されてしまい、ホームページ更新履歴が残らないためである。

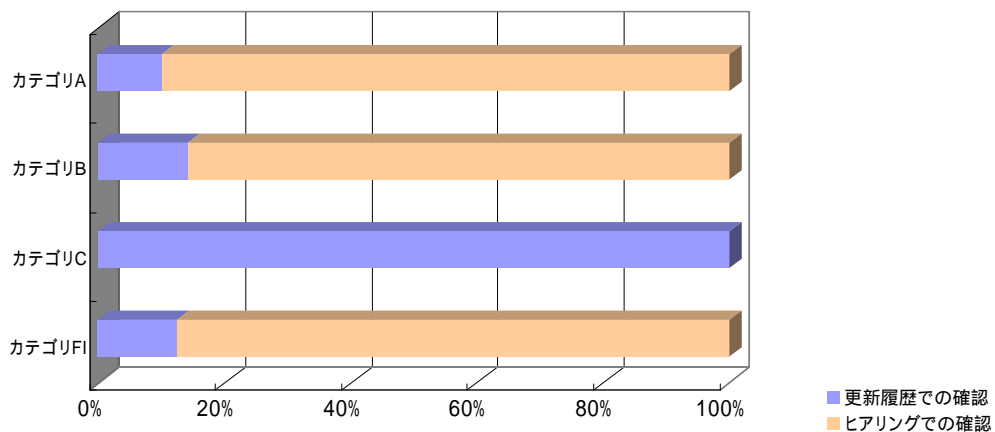


図 4-7 「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」の掲載状況

カテゴリ A/B における主要な文書の入手状況の掲載有無

- カテゴリ A：全てのカテゴリ A 案件において主要な文書の入手状況が JBIC ウェブサイトに掲載されていたことが確認された。ただし、このうち 1 件については入手状況の掲載有無に関する記録が残っていなかったためヒアリングによって確認した。
- カテゴリ B：カテゴリ B 案件では EIA 等の入手は JBIC ガイドライン上必須ではないが、全てのカテゴリ B 案件のうち 7 件は EIA 等の主要な文書を入手していた。このうち 4 件（カテゴリ B 案件の 29%）において、主要な文書の入手状況を JBIC ウェブサイトに掲載していたことが確認された。掲載状況不明の 3 案件のうち、1 件についてはホームページ更新履歴が残っていなかったため確認できず、残りの 2 件については掲載を確認できなかった。

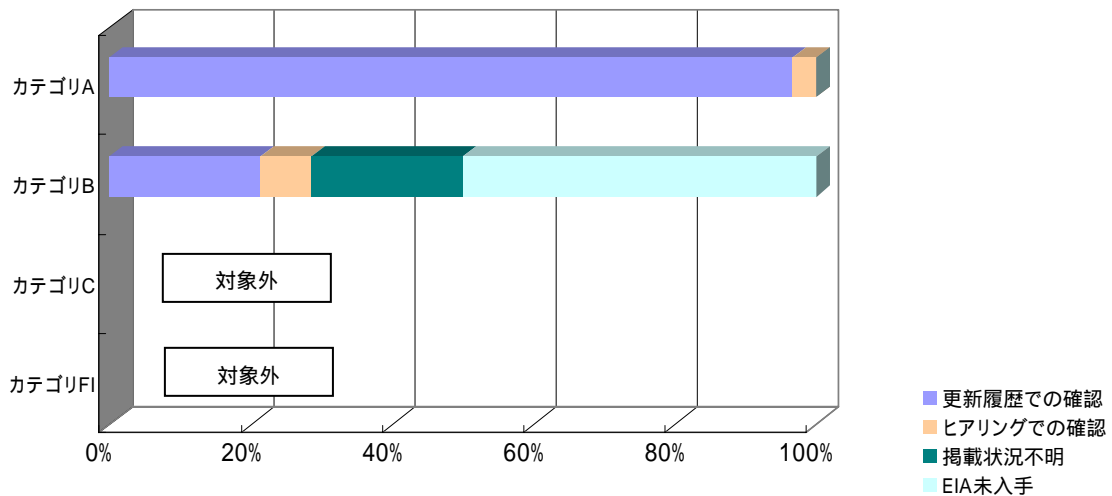


図 4-8 カテゴリ A/B 主要な文書の入手状況の掲載状況

カテゴリ A/B における環境アセスメント報告書（EIA）の公開

- カテゴリ A：全てのカテゴリ A 案件において、EIA 等のレポートを JBIC 広報センターにて公開していたことが確認された。ただし、このうち 2 件については、EIA 公開状況の記録が残っていなかったため、ヒアリングによって公開状況を確認した。
- カテゴリ B：カテゴリ B 案件の 14 件中 7 件（50%）は、EIA を入手し広報センターにおいて公開していた。ただし、このうち 1 件は、EIA 公開状況の記録が残っていなかったためヒアリングによって公開状況を確認した。

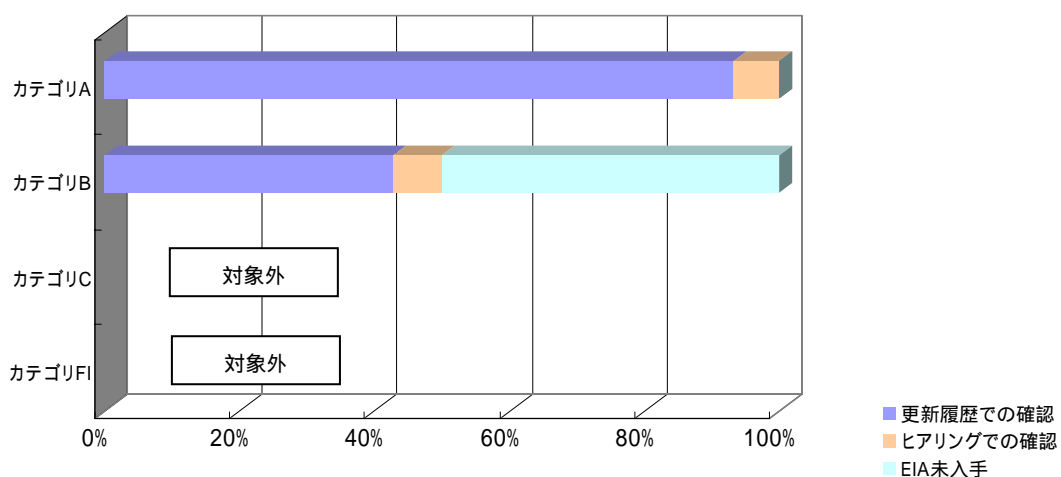


図 4-9 カテゴリ A/B EIA の公開状況

カテゴリ A/B/FI における環境チェックレポートの掲載有無

- カテゴリ A：全てのカテゴリ A 案件において、環境チェックレポートが JBIC ウェブサイトに掲載されていたことを確認した。
- カテゴリ B：カテゴリ B 案件 14 件中 13 件（93%）で、環境チェックレポートが JBIC ウェブサイトに掲載されていたことを確認した。
- カテゴリ FI：全てのカテゴリ FI 案件において、環境チェックレポートが JBIC ウェブサイトに掲載されていたことを確認した。

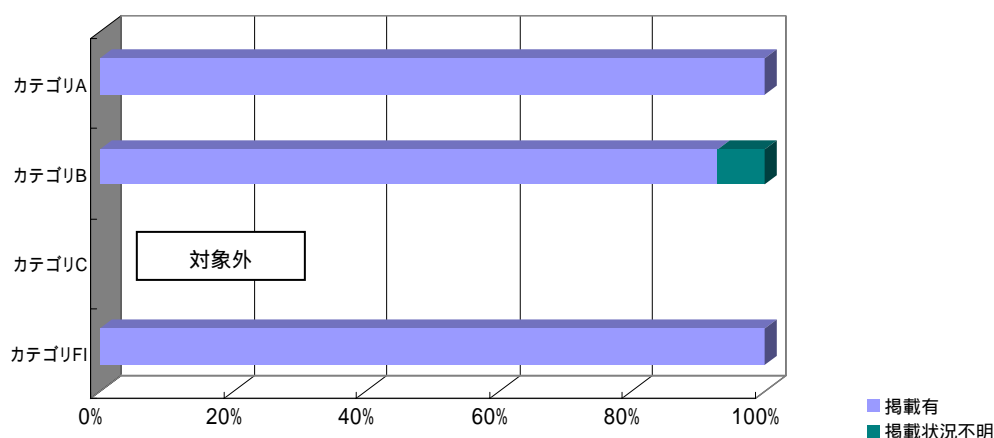


図 4-10 カテゴリ A/B/FI 環境チェックレポートの掲載状況

4.2.5 意思決定・融資契約等への反映

(1) 調査目的

調査対象案件が、環境レビューの結果及び環境ガイドライン第 1 部 6.の内容を融資等の意思決定へ反映しているかどうか確認することを目的とする。環境ガイドライン第 1 部 6.の記載内容を以下に示す。

環境ガイドライン 第 1 部 6.

本行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考えられる場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。

- ・ 借入人は、プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて本行へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨本行に報告すること。
- ・ 借入人は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。
- ・ 借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府（地方政府を含む）の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。

- ・ 借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき本行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資実施後に明らかになった場合に、本行は、融資契約に基づき、貸付実行の停止あるいは借入人に期限前償還を求めることがあること。

(2) 調査内容

本調査対象案件の意思決定・融資契約等への反映については、融資契約書やそれに準ずる書類における以下の4点の記載状況について確認を行った。

確認項目 : モニタリング等の報告義務

確認項目 : ステークホルダーとの協議の実施

確認項目 : (必要に応じて)借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決め

確認項目 : 環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施

(3) 調査結果

確認項目 : モニタリング等の報告義務

- 全てのカテゴリ A 案件において、モニタリングの報告義務が融資契約書等に記載されていた。
- 全てのカテゴリ B 案件において、モニタリングの報告義務が融資契約書等に記載されていた。
- カテゴリ C 案件の 33 件中 31 件 (94%) において、モニタリングの報告義務が融資契約書等に記載されていた。記載がなかった 2 件のうち、1 件については一般的な報告義務をもって代替した案件であり、もう 1 件についてはプロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しないため記載を要しなかった案件であった。
- 全てのカテゴリ FI 案件において、モニタリングの報告義務が融資契約書等に記載されていた。

確認項目 : ステークホルダーとの協議の実施

- カテゴリ A 案件の 30 件中 25 件 (83%) において、ステークホルダーとの協議の実施が融資契約書等に記載されていた。記載されていなかった 5 件では、JBIC ガイドライン遵守 (3 件) もしくは世界銀行の要求事項遵守 (1 件) する旨の記載がされており、ステークホルダーとの協議の実施と同等の意味を持っていると考えられた。なお、残り 1 件については、同等の文言はなかったが現地基準遵守の記載が

みられた。

- 全てのカテゴリ B 案件において、ステークホルダーとの協議の実施が融資契約書等に記載されていた。
- カテゴリ C 案件 33 件中の 31 件（94%）において、ステークホルダーとの協議の実施が融資契約書等に記載されていた。記載されていなかった 2 件については、一般的な報告義務をもって代替した案件であった。
- カテゴリ FI 案件 8 件中の 7 件（88%）において、ステークホルダーとの協議の実施が融資契約書等に記載されていた。残り 1 件についてはプロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しないため記載がなかった。

確認項目：借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決め

- カテゴリ A 案件の 30 件中 24 件（80%）において、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決めについて融資契約書等に記載されていた。記載されていなかった 6 件のうち、1 件については、借入人以外の実施主体がおらず、政府の役割も重要ではない案件のため記載がなかった。また、4 件については JBIC ガイドライン遵守（3 件）もしくは世界銀行の要求事項遵守（1 件）が定められており、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決めと同等の意味を持っていた。なお、残り 1 件については、同等の文言はなかったが現地基準遵守の記載がみられた。
- 全てのカテゴリ B 案件において、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決めについて融資契約書等に記載されていた。
- カテゴリ C 案件の 33 件中 26 件（79%）において、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決めについて融資契約書等に記載されていた。記載が見られなかった 7 件のうち、5 件についてはプロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しないため記載がなかった。1 件については借入人が政府系であるため該当せず、残り 1 件については一般的な報告義務をもって代替した案件であった。
- カテゴリ FI 案件の 8 件中 7 件（88%）において、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び政府等を含めた取り決めについて融資契約書等に記載されていた。残り 1 件は、プロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しないため記載がなかった。

確認項目：環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施

- カテゴリ A 案件の 30 件中 29 件（97%）において、環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施が融資契約書等に記載されていた。記載がなかった 1 件については、同等の文言はなかったが現地基準遵守の記載がみられた。

- 全てのカテゴリ B 案件において、環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施が融資契約書等に記載されていた。
- カテゴリ C 案件の 33 件中 31 件（94%）において、環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施が融資契約書等に記載されていた。残り 2 件は、プロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しないため記載がなかった。
- カテゴリ FI 案件の 8 件中 7 件（88%）において、環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施が融資契約書等に記載されていた。残り 1 件は、プロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しないため記載がなかった。

以上の結果をまとめると、下に示すようなケースには、環境ガイドラインの要求事項が融資契約等へ反映されていなかった。

- プロジェクトの特性に環境ガイドラインの要求事項が該当しない場合
- 他の要求事項（現地基準の遵守、一般的な報告義務、世界銀行の要求事項の遵守等）を記載している場合
- 借入人が政府系である場合
- 借入人以外の実施主体がおらず、また政府の役割が重要ではない場合

表 4-2 意思決定・融資契約等への反映状況

単位：件

カテゴリ	確認項目	Yes	No
A		30	—
		25	5
		24	6
		29	1
B		14	—
		14	—
		14	—
C		31	2
		31	2
		26	7
		31	2
FI		8	—
		7	1
		7	1
		7	1

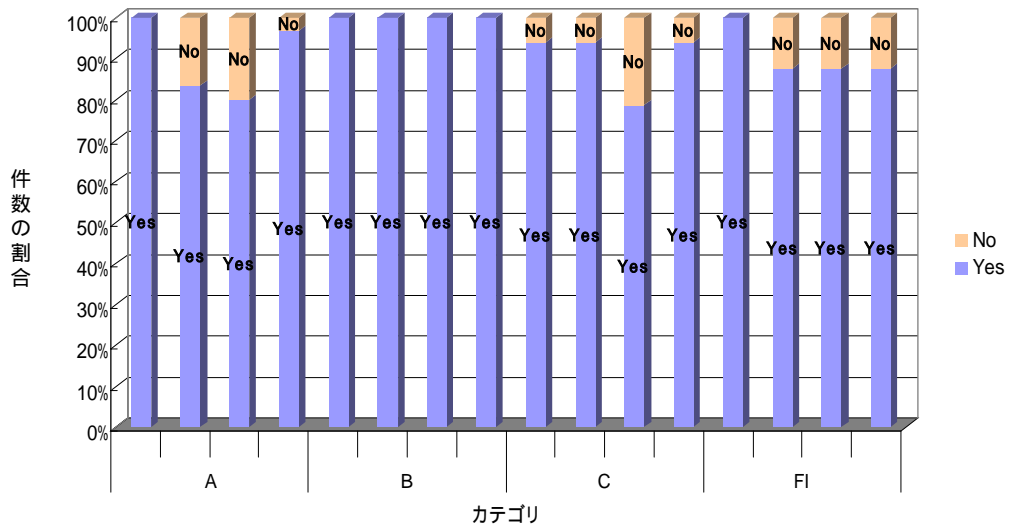


図 4-11 意思決定/融資契約等への反映状況

4.2.6 モニタリング実施状況

(1) 調査目的

調査対象案件が環境ガイドライン第1部4.(4)の内容をふまえ、モニタリングを適切に実施しているかどうかを確認することを目的とする。環境ガイドライン第1部4.(4)の記載内容を以下に示す。

環境ガイドライン 第1部4.(4)

プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、本行は原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。

(2) 調査内容

本調査対象案件のうち、モニタリング実施の対象となるカテゴリ A/B のプロジェクト(カテゴリ A : 30 件、カテゴリ B : 14 件)について、モニタリングレポートの受領状況の確認を行った。

(3) 調査結果

- カテゴリ A : 全てのカテゴリ A 案件において、モニタリングの実施が予定されていた。カテゴリ A 案件の 30 件中 18 件 (60%) が、現在モニタリングを実施しており、既にモニタリングレポートを受領していた。なお、現段階でモニタリングレポート未受領の 12 案件は、融資契約に基づき、適切な時期 (完工後のモニタリング

が求められている案件で、プロジェクトが完工前の場合は完工後等)にレポートを受領する予定となっている。

- カテゴリ B: 全てのカテゴリ B 案件において、モニタリングの実施が予定されていた。カテゴリ B 案件 14 件中 6 件 (43%) が、現在モニタリングを実施しており、既にモニタリングレポートを受領していた。なお、現段階では、モニタリングレポート未受領の場合でも、融資契約に基づき、適切な時期 (完工後のモニタリングが求められている案件で、プロジェクトが完工前の場合は完工後等) にレポートを受領する予定となっている。

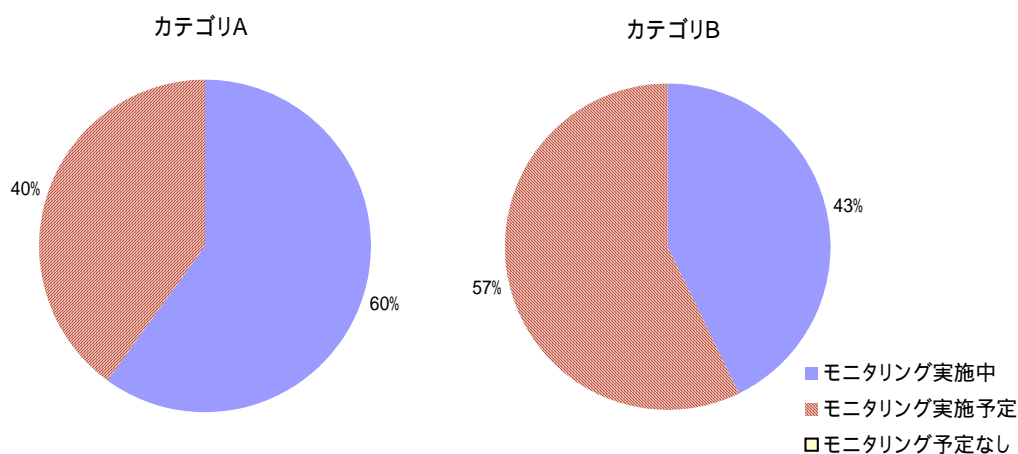


図 4-12 カテゴリ A/B モニタリング実施状況

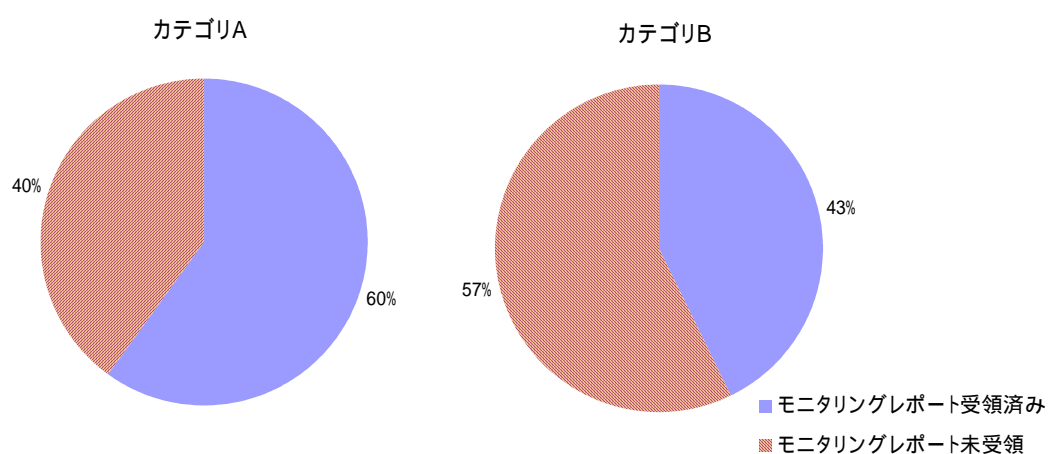


図 4-13 カテゴリ A/B モニタリングレポート受領状況

5. 環境レビューの実施状況 (Phase 2 調査)

本調査では、環境ガイドラインの適用対象となる 2007 年 3 月末までのカテゴリ A 案件の 30 件について、各案件のスクリーニングフォーム、コンサルタントレポート、環境所見等を用いて調査を実施し、環境ガイドラインに基づく環境レビュー結果を影響項目毎に取りまとめるとともに、各項目の傾向分析を行った。なお、本調査対象のカテゴリ A 案件 (30 件) のセクター別件数、及び実施国別件数は表 5-1 及び表 5-2 に示すとおりである。

表 5-1 カテゴリ A 案件 (30 件) のセクター別件数

セクター	件数
鉱山	3
石油・ガス開発	7
石油化学	3
石油精製	2
化学工業	1
その他一般工業	2
火力発電	10
その他発電	1
送変電・配電	1
合計	30

表 5-2 カテゴリ A 案件 (30 件) の実施国別件数

実施国名	件数
中国	2
ベトナム	2
タイ	2
インドネシア	2
フィリピン	1
サウジアラビア	2
カタール	2
オマーン	2
ヨルダン	1
UAE	1
オーストラリア	2
メキシコ	4
ボリビア	1
ペルー	1
ベネズエラ	1
ブラジル	1
赤道ギニア	1
カザフスタン	1
ブルガリア	1
合計	30

5.1 影響項目毎の分析

5.1.1 汚染対策

環境ガイドライン 第1部 3. (4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準

相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。

さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。

5.1.1.1 大気汚染

(1) 全体傾向

1) 大気汚染物質の排出

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、28 件については大気汚染物質の排出が想定され、残りの 2 件については大気汚染物質の排出が想定されない案件（風力発電案件、海底送電ケーブル案件）である。

2) 現地排出基準の遵守状況

大気汚染物質の排出が想定される案件（28 件）のうち、21 件において排ガス計画値が現地排出基準を満足している。残りの 7 件については、海洋油田・ガス田開発案件及び鉱山案件のため現地排出基準が未設定や適用外である。

なお、当該 7 件については、環境レビュー時にプロジェクトの排ガス計画値と国際的基準との比較を行い、プロジェクトの排ガス計画値の妥当性が確認されている。

3) 国際的基準との比較

大気汚染物質の排出が想定される案件（28 件）のうち、24 件において排ガス計画値が国際的基準を下回っている。残りの 4 件については、排ガス計画値が現地排出基準を満足するものの、一部の項目については国際的基準（排出基準）を若干上回るが、大気拡散予測値は国際的基準（環境基準）を下回る。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況等
石油ガス開発 (7件中4件)	現地国では、排出基準が設定されていない場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地国では、排出基準が設定されていないが、排ガス計画値を国際的基準と比較したところ、計画値は国際的基準を下回る。 ➤ 事業者は、現地国内の石油開発業界の指針を参考に汚染防止対策を講じる計画である。
	NOx の計画値は現地基準を満足するが、国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者は、Pollution Control Plan を策定する予定であり、同 Plan で大気汚染低減対策についても策定する計画である。
火力発電 (10件中4件)	NOx の計画値は現地基準を満足するが、国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 排煙脱硫装置、低 NOx バーナー、電気集塵機を導入。 ➤ 大気拡散予測結果は現地環境基準及び国際的基準を満足する。
	煤塵の計画値は現地基準を満足するが、国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 低硫黄炭の使用、低 NOx バーナー及び電気集塵機の導入。 ➤ 大気拡散予測結果は現地環境基準及び国際的基準を満足する。
	TSP の大気拡散予測値が国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ TSP のバックグラウンド値が高いことから、天然ガス、バックアップ燃料のどちらを利用した場合でも現地基準は満足するものの、国際的基準を超過する。
	近隣の道路交通と土漠から飛散する粉塵に起因して、NO ₂ 及び PM のバックグラウンド値が高い場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 排ガス計画値は現地基準を満足し、国際的基準を下回る。 ➤ 当初、事業者はサイト周辺の環境大気質モニタリングを実施しない計画であったが、JBIC 側の要請に基づき、サイト周辺における環境大気質モニタリングを実施する計画である。
石油精製 (2件中1件)	現地国では大気質の環境基準が設定されていない場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地国環境基準が未設定であるが、大気拡散予測値を国際的基準と比較したところ、予測値は国際的基準を下回る。
石油化学 (3件中1件)	PM の計画値は現地基準を満足するが、国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大気拡散予測結果は現地環境基準及び国際的基準を下回る。
その他一般工業 (2件中1件)	煤塵の計画値は現地基準を満足するが、国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大気拡散予測結果は現地環境基準及び国際的基準を下回る。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.1.2 水質汚染

(1) 全体傾向

1) 排水の放流

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、25 件はプロジェクトサイト外への排水の放流が想定され、残りの 5 件はプロジェクトサイト外への排水の放流が想定されない案件である。

2) 現地排水基準の遵守状況

プロジェクトサイト外への排水の放流が想定される案件（25 件）のうち、23 件は排水計画値が現地排水基準を満足している。残りの 2 件は、現地排水基準が未設定である。

当該 2 件については、環境レビュー時にプロジェクトの排水計画値と国際的基準との比較を行い、プロジェクトの排水計画値の妥当性が確認されている。

3) 国際的基準との比較

プロジェクトサイト外への排水の放流が想定される案件（25 件）のうち、22 件は排水計画値が国際的基準を下回っている。残りの 3 件は排水及び温排水に係る国際的基準を上回るものの、生態系への影響がないこと等が確認されている。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
石油ガス開発 (7 件中 2 件)	現地国では、排水口における排水基準が設定されていない場合があった。	➤ 現地国では、排出基準が設定されていないが、排水計画値を国際的基準と比較したところ、計画値は国際的基準を下回る。
	現地国では、泥水の毒性試験の具体的な規制基準が設定されていない場合があった。	➤ 現地環境当局は、泥水の毒性試験に関する数値基準について、国際的基準と同等の基準を設定する予定であり、事業者は同基準を遵守する計画である。
	現地国では、排水基準が設定されていない場合があった。	➤ 現地国では、排水基準が設定されていないが、排水計画値を国際的基準と比較したところ、計画値は国際的基準を下回る。
石油精製 (2 件中 1 件)	温排水及び淡水化装置から塩水の放流による生態系への影響について事業者が懸念していた場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 温排水及び淡水化装置からの塩水を港湾へ放流することにより珊瑚礁への影響を低減する計画である。 ➤ 温排水の水温上昇が国際的基準を下回るようにする計画である。
火力発電 (10 件中 3 件)	温排水の水温が国際的基準を上回る場合があった。	➤ 温排水水溫は現地排水基準を満足するが、国際的基準を上回る。しかし、地域固有の生態系への影響がないこと等が確認されている。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.1.3 騒音

(1) 全体傾向

1) 騒音の発生

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、29 件は騒音の発生が想定され、残りの 1 件は騒音の発生が想定されない案件である。

2) 現地騒音基準の遵守状況

騒音の発生が想定される案件（29 件）のうち、23 件は現地騒音基準を満足している。残りの 6 件は、現地騒音基準が未設定や適用外である。

3) 国際的基準との比較

騒音の発生が想定される案件（29 件）のうち、18 件は騒音に係る国際的基準（世銀・IFC 基準等）を下回っている。残りの 11 件のうちの 3 件は海洋油田ガス田開発であることから騒音による影響は想定されない。その他 8 件は騒音予測値が国際的基準を上回るものの、事業者は各種騒音低減対策を講じることにより影響を回避する計画である。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
石油ガス開発 (7 件中 4 件)	海洋石油開発プロジェクトに騒音基準は適用されない場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 適用される騒音基準としては、作業員に対する作業環境騒音基準のみであり、通常的环境騒音基準は適用されない。 ➢ 実施主体は現地の作業環境騒音基準を遵守する計画であり、また作業騒音が高い場合には作業員に防音具を装着させる等、IFC ガイドラインにて規定されている内容を満足する対策を講じる計画である。
	現地国では、海洋石油開発プロジェクトに適用される騒音基準が設定されていない場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 騒音予測によると、敷地境界で国際的基準を超過するが、ガスタービンへの消音器の追加設置等を実施し、国際的基準を下回るよう適切な対策が実施される。
	騒音計画値が国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は、掘削建設時及び操業時に使用する騒音の発生源となる機器に各種防音対策を施す計画である。
石油精製 (2 件中 1 件)	現地国では騒音基準が設定されていない場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現地国の国営石油公社の基準を適用しており、同基準を満足する。

セクター	留意事項	対応状況
火力発電 (10件中2件)	騒音予測値が国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 騒音予測結果によると、本プロジェクトの操業に伴う騒音予測値は現地基準を満足する。ただし、バックグラウンド値が高いために国際的基準を超過する場合がある。 ➤ ボイラーやタービン等の騒音源を建屋内に設置する等の対策を採ることにより、騒音レベルは現地基準を満足する計画である。 ➤ 騒音対策として、サイト敷地境界部において植林も行われることとなっている。
	騒音予測値が国際的基準を上回る場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 騒音予測結果によると、騒音予測値は現地基準を満足する。ただし、近隣の道路交通騒音によりサイトにおける騒音のバックグラウンド値が高いことから、バックグラウンド値を含めた騒音予測値は国際的基準を超過する場合がある。 ➤ 事業者は、防音壁や消音装置等の導入、プラント詳細設計時に可能な限りの機器レイアウトの変更を実施する等の対策を講じることにより敷地境界近傍のレセプターへの騒音影響を低減する計画である。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.1.4 廃棄物

(1) 全体傾向

本調査対象のカテゴリA案件(30件)の全件において、プロジェクトの実施に伴い発生する廃棄物を現地国法制度、国際的基準、及び国際条約等に準じて適切に処理処分する計画である。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
石油ガス開発 (7件中3件)	副産物として生じる硫黄化合物の処理処分	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガス生産の副産物として硫黄化合物が生産されるが、プロジェクトサイトとしての一元的な硫黄処理施設(液状硫黄の輸送、固形化貯蔵・出荷、及び緊急時固形化・貯蔵設備)が今後建設され、そこで一括処理される計画である。
	現地国内に有害廃棄物処分場がない。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地環境当局がバーゼル条約に準拠した手続きを策定 ➤ 有害廃棄物については、バーゼル条約の手続きに従い、他国へ輸出し適切に処分する計画である。

セクター	留意事項	対応状況
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は有害廃棄物を輸出する他国の処分場の監査も実施済み。
石油精製 (2件中1件)	現地国では、有害廃棄物に関する規制が未整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は、USEPA の基準及びガイドラインを適用することにより、適切に管理する計画である。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.2 自然環境

5.1.2.1 保護区

環境ガイドライン 第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

- プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

(1) 全体傾向

1) 保護区への影響が懸念される案件

本調査対象のカテゴリ A 案件 (30 件) のうち、4 件は保護区への影響が懸念される案件である。この 4 件については、影響低減対策の実施等により影響を回避する計画であり、適切な対応が取られている。その他 26 件では保護区への影響が懸念されない。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
石油ガス開発 (7件中4件)	プロジェクトサイト周辺に自然保護区が存在している場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は生態系調査を実施し、環境脆弱性マップを作成している。 ➢ プロジェクトに伴う直接的影響はないが、多量の油流出事故が発生した場合に備え、油流出事故対応計画が策定されている。
	プロジェクトサイト周辺に絶滅危惧種の保護を目的とした国立公園予定地が存在する場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国立公園予定地では鉱区開発は行わず、プロジェクトによる影響軽減策を図っている。
	プロジェクトサイトの一部が現地国の特別環境保護地域に指定されている場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者はルートを選定、パイプライン敷設方法の検討、及び冬季の施工制限の検討等により影響を低減する計画である。
	プロジェクトの調査エリアには、計 28 箇所の保護区が存在する場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本プロジェクトは沖合約 120km の海域において操業することから、通常時の操業に伴う保護区への影響は予見されない。

セクター	留意事項	対応状況
		▶ プロジェクトにおいて油流出事故を生じた場合に備え、油流出事故に関するシミュレーションを実施するとともに油流出事故対応計画を策定している。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.2.2 生態系

(1) 全体傾向

1) 生態学的に脆弱なエリアに立地する案件

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、11 件でプロジェクトサイト周辺に生態学的に脆弱なエリアの存在が確認されている。当該 11 件については、影響回避のための対応策等が取られている。

2) 貴重種への影響が懸念される案件

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、11 件でプロジェクトサイト周辺において貴重種の生息が確認されており、適切な対応が取られている。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
生態学的に脆弱なエリア		
石油ガス開発 (7件中3件)	プロジェクトサイト周辺に鳥類の生息地が存在する。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 沿岸部の葦原は、野鳥の営巣地となっているが、野鳥の活動が低下する冬季に建設時期を調整する。 ➢ 飛来する鳥類へ影響が予測された場合はフレアを停止する。
	プロジェクトサイト周辺にマングローブが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プロジェクトサイトが立地する工業地帯全体で保護計画を策定している。 ➢ 栈橋等の建設時には濁水発生を最小化する対策(シルトスクリーン等)を必要に応じ実施する。
石油精製 (2件中1件)	プロジェクトサイト周辺にサンゴ礁が存在する。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サンゴ礁への影響を回避するため、排水の影響範囲を検討し、排水先を変更する計画である。
その他一般工業 (2件中1件)	マングローブ林の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市が指定した地域に新たにマングローブを植林する計画である。
火力発電 (10件中4件)	マングローブ林の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は現地政府との合意の下で補償を行い、現地政府が植林に対して投資する計画である。
	プロジェクトサイト周辺にサンゴ礁が分布。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は、放水路を経由させ放水口地先に放流することにより温排水の水温を低下させる計画である。
	灰捨場増設に伴うマングローブ林の消失	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 灰捨場における植生除去の実施に専門家が立ち会い、代替植林を実施する。
送変電・配電 (1件中1件)	プロジェクトサイト周辺に珊瑚礁が存在する。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ケーブル敷設に際しては、海中無人観測機を用い、珊瑚を避けて敷設する。 ➢ 珊瑚が避けられなかった場合は、人工礁の設置等の対策を講じる。
貴重種		
鉱山 (3件中3件)	プロジェクトサイト周辺において国内法の保護種が確認されている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 操業前に覆土管理計画(Cover Material Management Plan)を策定し、鉱山サイトにおける動物への影響を軽減する計画である。また、採炭中に貴重動物を発見した場合、その保護の重要性に応じて調査し、適切な対策をとる計画である。 ➢ 事業者は以下の対策を講じる計画である。 <ul style="list-style-type: none"> ● 尾鉱ダムに進入した動物が動けなくなった場合に備えて、動物を救助するための器具を用意する。 ● 従業員、下請け業者への教育、指導を行う計画である。 ➢ 動きの遅い爬虫類(Liolaemus insolitus)は生息域を調査し、影響を受ける場所の個体を捕獲し、同等の環境を有する場所に移動させる。
	プロジェクトサイト周辺の調査地域において、国内法の保護種及びIUCN レッドリスト種が確認	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は以下の対策を講じる計画である。 <ul style="list-style-type: none"> ● 貴重種の重要性について、労働者等への教育を施す計画である。

セクター	留意事項	対応状況
	されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 尾鉱の廃棄が始まった後、水質及び野生生物のモニタリング等を含むリスクアセスメントを行う。 ● IFC の Performance Standard に準じて、保護種の保全対策を策定する。
石油ガス開発 (7件中3件)	現地国内法により貴重種とされ、また IUCN 絶滅危惧種の存在が確認されている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水中騒音の影響に関する調査が実施されており海洋性哺乳類への影響がないことが確認されている。 ➢ 衝突事故に関しては、事業者により衝突事故防止対策（船舶の船長の訓練（航路周辺の生息エリアや時期、生態系保護に関する法規制、海洋性哺乳類を目撃した際の連絡体制、衝突時の対応方法・連絡体制等）、海洋性哺乳類の回遊海域を回避した航路の設定等）が実施されることになっている。
	プロジェクトサイト内に貴重種である樹木が1種確認されている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は専門家と作成した影響緩和策に基づき同一種の植樹を実施している。
	プロジェクトサイト周辺にタイマイの産卵場所となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は以下の対策を講じる計画である。 ● パイプラインは既設パイプラインに平行して敷設され、海岸部分の使用エリアの最小化を図る。 ● 工事を同時期に実施することで工事中の影響を最小化する。 ● 砂浜での建設工事は、タイマイの産卵期（5～9月）を避けて実施され、工事後に砂浜を現状復旧する。
石油化学 (3件中1件)	プロジェクトサイト周辺で貴重種の生息が確認されている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 排水はプロジェクトサイト内及び工業区の総合廃水処理施設にて処理された後、海底パイプラインを経由して、汚染物質が比較的拡散しやすい沖合約20kmの海域に排出される計画である。
火力発電 (10件中4件)	調査地域において国内法の保護種である両性爬虫類、鳥類が確認され、プロジェクトサイトにおいてアメリカコアシサシが確認されている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者は、貴重種を含む動物を保護するために以下の対策を計画している。 ● 植生の除去は一方から行き、動物の逃道を確保する。また、動物の少ない季節（8月～3月）に行う。 ● 専門家の立会いの下で植生除去を行い、貴重種を発見した場合には同等の生活環境の場所に移動させる。 ● 自動車の速度制限を設け、動物の交通事故を防ぐ。 ● 自然動物の狩猟・捕獲・殺傷・販売を禁じ、植生の伐採を禁止する。
	調査地域において絶滅危惧種の鳥類が確認されている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プロジェクトサイトは動物の主要な生息地となっておらず、また工事対象エリアは既存発電所内であるため、新たな自然の改変や生態系への重要な影響は伴わない。

セクター	留意事項	対応状況
		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、野生生物狩猟禁止の標示の設置、裸地における植栽の実施や、外部の者の侵入の禁止等の対策を講じる計画である。
	<p>プロジェクトサイトでは国内法において保護対象となる動物が確認されている。</p> <p>プロジェクトサイトでは、国内法において保護対象となる動物(両生類と爬虫類)が確認されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現地環境当局から承認を受けた動物移転計画に基づき、事業者は保護種指定の有無に関わらず行動圏の狭い動物の移転を実施する計画である。 ➢ 事業者は以下の対策を講じる計画である。 <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトサイト内及び周辺での植物採取、狩猟等を禁止する。 ● 植生除去時には動物の移動ルートを避けて行う。 ● 保護対象の爬虫類及び両生類が発見された場合には、救出し、同等の環境を有するエリアに移動させる。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.3 社会環境

5.1.3.1 住民移転

環境ガイドライン 第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

- 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。

(1) 全体傾向

1) 住民移転を生じる案件

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、6 件はプロジェクトの実施に伴う住民移転を生じる。当該 6 件に関する実施状況は次のとおり。

2) 住民移転の実施状況の確認

プロジェクトの実施に伴い、住民移転を生じる案件（6 件）の全件において、環境レビュー時に移転住民とのコンサルテーション、移転住民への補償等の実施状況が確認されている。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
鉱山 (3 件中 1 件)	大規模住民移転あり。	<ul style="list-style-type: none">➢ 移転先選定時は事業者が複数の移転候補地を示し、最終的に住民自らが移転地を決定。➢ 影響を受ける居住区に対して補償済み。
石油ガス開発 (7 件中 1 件)	小規模住民移転あり。	<ul style="list-style-type: none">➢ プロジェクトエリア内に 1 世帯（6 名）が居住していたが、事業者との話し合いにより近隣集落へ移住。事業者は住居と作物採取場所喪失に対する補償金を提供。
火力発電 (10 件中 2 件)	大規模住民移転あり。	<ul style="list-style-type: none">➢ 現地国法制度に基づき、行政、事業者、及び現地住民の代表等で構成される移転補償委員会が設立され、本委員会が住民移転・用地取得の責任主体となっている。➢ 移転補償委員会は、被影響住民に対し複数回に亘り説明会を開催。➢ 住民移転行動計画(RAP)が作成されている。➢ 土地、建設物、植物・作物等を対象とした補償が計画されており、補償内容については行政の関係機関の承認取得済み。

セクター	留意事項	対応状況
	大規模住民移転あり。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者は現地政府と共同で補償委員会を設立し、現地国の政令に基づき、用地取得の補償に係る手続きを総括。 ➤ 対象世帯の合意を得るために個別交渉を実施。 ➤ 移転世帯は、代替地に移転する計画。 ➤ 独立した住民移転行動計画（RAP）は策定されていないが、移転及び用地取得対象世帯の資産や経済状況等に係る社会調査が実施され、調査結果が文書化されている。
その他一般工業 （2件中2件）	小規模住民移転あり。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移転住民のための移転先を近隣に確保すること、適切な補償を実施することを条件に住民は移転に合意。 ➤ 住民移転に際しては、複数回に及ぶ市開催の協議会を経て、住民と合意に達し、同市の責任によって移転・補償が実施済み。 ➤ 移転・補償に係る費用は全額事業者が拠出すると共に、事業者は、移転住民の各世帯から就業資格に足る1名ずつを従業員として雇用することに同意。
	大規模住民移転あり。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市政府が撤去・移転に係る全体説明会を開催している。 ➤ 移転住民は金銭補償に加え集合住宅を割安で購入する権利を与えられている。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.3.2 少数民族・先住民族

環境ガイドライン 第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

- プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない。

（1）全体傾向

1) 少数民族、先住民族の存在

本調査対象のカテゴリA案件（30件）のうち、28件はプロジェクトサイト及びその周辺に少数民族、先住民族は存在しない。

残りの2件ではプロジェクトサイト及びその周辺に少数民族、先住民族が存在するが、適切な対応が取られている。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
鉾山 (3件中2件)	先住民族が存在する場合があった。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者は先住民計画を策定し、影響を受ける土地や住民に対する補償支払い、支援を行っている。 ➤ 事業者は移転居住区の宗教的シンボルである聖石や教会を、旧居住区よりそのままの形で移転・復元する等の対応をしている。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.3.3 文化遺産

環境ガイドライン 第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

- プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

(1) 全体傾向

1) 文化遺産の存在

本調査対象のカテゴリ A 案件 (30 件) のうち、4 件ではプロジェクトサイト内もしくはサイト周辺において文化遺産の存在が確認されており、適切な対応が取られている。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
鉾山 (3件中2件)	プロジェクトサイトに遺跡等が存在する。	➤ 現地国法制度に基づき Cultural Heritage Management Plan を策定し、考古学的遺跡調査及び対策を講じる計画である。
	プロジェクトサイト周辺において文化遺産が存在する。	➤ 発見される文化遺産は、土器、装飾品等であり移動可能かつ小規模であるため、事業者が今後現地に設立する博物館に保管する計画である。
石油ガス開発 (7件中2件)	プロジェクト建設予定地において遺跡、土器等の出土品を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パイプラインのルート等の変更の検討がなされた。 ➤ 建設時に、新たな遺跡発見の可能性もあるため、掘削作業には専門家の立会いによる適切な対応、遺跡の保護を実施する計画である。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.1.3.4 モニタリング

環境ガイドライン 第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

- 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクト等、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。

(1) 全体傾向

1) モニタリングの実施状況

本調査対象のカテゴリ A 案件の全件(30件)において、モニタリングが計画されている。

2) モニタリング計画の策定状況

本調査対象のカテゴリ A 案件の全件(30件)のうち、2件は環境レビュー時点でモニタリング計画を作成中もしくは詳細未定であったため、環境レビュー結果において、モニタリング計画の策定状況及びその内容を確認すべきであると結論づけられていたが、環境レビュー終了後にモニタリング計画の策定状況及びその内容を確認済みである。

(2) 留意事項・対応状況

セクター	留意事項	対応状況
石油ガス開発 (7件中2件)	モニタリング計画を実施中。	➤ モニタリング項目については現地環境当局と協議し決定。
	現地政府からモニタリングの実施は要求されていない。	➤ JBIC ガイドラインに準じ、事業者はモニタリング計画を作成し、モニタリングを実施する予定。

注：セクター欄の件数は、「セクター毎の総件数」中の「表中の留意事項が該当する件数」を示す。

5.2 許認可

(1) 全体傾向

1) EIA の作成状況

環境ガイドライン 第1部4.(3)カテゴリ別の環境レビュー

カテゴリAプロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書(第2部2参照)が提出されなければならない。

本調査対象のカテゴリA案件(30件)のうち、27件において現地国法制度に基づき環境アセスメント報告書が作成されている。残りの3件は、現地国法制度上、環境アセスメントが義務付けられていないものの、JBICガイドラインに即した環境社会配慮確認に係るレビューに対応するため、事業者が自主的にEIAを実施し、本プロジェクトに係る環境アセスメント報告書を作成している。JBICは借入人等からこれら環境アセスメント報告書の提出を受けた上で環境レビューを実施している。

2) EIA の承認取得状況

環境ガイドライン 第2部2. カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書

以下の項目が満たされていることを原則とする。

- 当該国に環境アセスメントの手続制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手続を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。

現地国法制度に基づき環境アセスメント報告書が作成されている案件(27件)のうち、25件は環境レビュー時に現地当局より承認されている(22件は付帯条件付き、3件は付帯条件なし)。

残りの2件のうち1件は、環境レビュー時点で現地当局により審査中であったが、環境レビュー終了後にEIAの承認がなされ、付帯条件の内容も明らかにされている。もう1件については当該国制度によりプロジェクトの開発段階に応じた承認取得が定められているため、その取得状況をフォロー中である。

3) EIA 以外の環境関連許認可の取得状況

本調査対象のカテゴリA案件(30件)のうち、6件は環境レビュー時点でEIA以外の環境関連許認可申請の審査中もしくは申請前であったため、環境レビュー結果において、これら環境関連許認可の取得状況を確認すべきであると結論づけられていたが、環境レビュー終了後にこれら環境関連許認可を取得したことを確認済みである。

(2) 特記すべき事項

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、3 件については、現地国法制度上、環境アセスメントが義務付けられていないものの、JBIC ガイドラインに即した環境社会配慮確認に係るレビューに対応するため、事業者が自主的に EIA を実施し、本プロジェクトに係る環境アセスメント報告書を作成している。

5.3 地域住民への説明

(1) 全体傾向

1) 現地法制度に基づくステークホルダーへの説明の実施状況

環境ガイドライン 第 1 部 3. (3) 環境社会配慮確認に要する情報

カテゴリ A（第 1 部 4. (2) 参照）のプロジェクトに関しては、相手国の環境アセスメント制度に基づき行われている、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う。

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、17 件は現地法制度に基づくステークホルダーへの説明（パブリックコンサルテーションを含む）を既に実施済み。

残りの 13 件のうちの 8 件は現地法制度上でステークホルダーへの説明が義務付けられておらず、5 件は説明会開催請求期間中にステークホルダーからの開催要請がなかったことから、現地法制度に基づくステークホルダーへの説明は実施されていない。なお、現地法制度との関連以外で、事業者が自主的にステークホルダーへの説明を行っているものは次のとおり。

2) 事業者による自主的なステークホルダーへの説明の実施状況

上述の現地法制度に基づくステークホルダーへの説明が実施されていない 13 件のうち、12 件で事業者が自主的にステークホルダーへの説明を実施している。

3) EIA の公開状況

環境ガイドライン 第 2 部 2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書

以下の項目が満たされていることを原則とする。

- 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、19 件は現地法制度に基づき、プロジェクト実施国において EIA が公開または公開される計画である。

残りの 11 件のうち 8 件は現地法制度において情報公開が義務付けられていないものの、JBIC ガイドラインに準じる等から、事業者が自主的に EIA を公開または公開する計画であり、残りの 3 件は EIA が公開されていない。